添付資料

島根原子力発電所構内における車両火災について

1. 発生日時

平成 27 年 6 月 6 日 (十) 10 時 35 分頃

2. 発生場所

島根原子力発電所 防波壁東扉付近(放射線管理区域外)

3. 発生状況

平成27年6月6日(土)10時35分頃,防波壁東扉付近に駐車中の散水車(レンタル車両)に搭載している給排水用ポンプ付近からの発煙を作業員が発見し,初期消火活動を行った。

10時59分に消防に通報、その後、消防、警察による現場確認が行われ、12時10分に「車両火災」と判断された。

《時系列》

10時35分頃 作業員が発煙を確認、バケツにより水をかけ消火

10時59分頃 当直長が消防へ通報

11時02分 当社消防チーム出動

11時35分 消防到着,現場確認

12時10分 消防が車両火災と判断

4. 推定原因

平成27年6月8日(月)に発電所構内にて、消防および警察の立会のもと、散水車に搭載(外付け)している給排水用ポンプに付属されたボルテージレギュレーター(整流器)の分解調査を行った。分解調査の結果、ボルテージレギュレーター内の配線およびその接続部に焦げ跡を確認した。

焦げ跡の状況から原因を断定することはできないが、当該ボルテージレギュレーターは常時電圧がかかっており、外部に露出した構造となっていることから、当社は雨水等の浸入により内部回路がショート(短絡)した可能性が高いと推定した。

その後、松江市消防本部から、本件火災の原因について調査・検証を行ったが、原因の特定には至らなかった旨の連絡をいただいた。(平成27年10月6日)

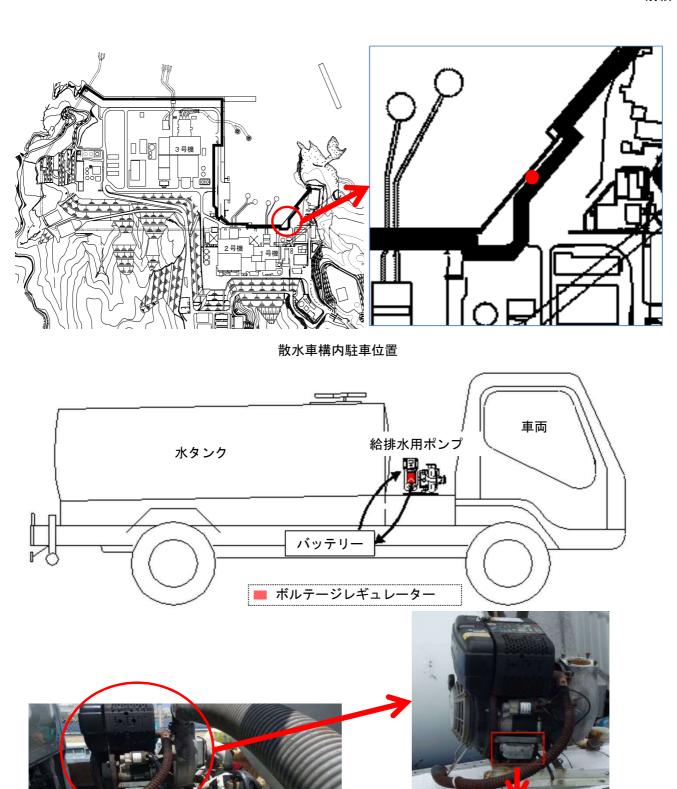
5. 再発防止対策

当社が推定する原因に基づき、外付けエンジンで、バッテリーを充電する機能を有しており、常時電圧がかかる部位が露出したエンジンを有する機器については、発電所構内において使用しないこととし、調達先への要求事項に反映することとした。(平成 27 年 7 月 3 日付)

なお、発電所構内において、外付けエンジンで、バッテリーを充電する機能を有しており、常時電圧がかかる部位が露出したエンジンを有する機器の有無について調査したところ、当該車両以外はないことを確認した。また、当該車両については構外へ移動済みである。

6. 添付資料

別紙「現場状況図」



散水車搭載給排水用ポンプ

ボルテージレギュレータ—

現場状況図